

竹田市病児保育事業

『すずめの子たけた』について

1. 病児保育事業とは

小さいお子さんが病気になると、保護者の方はお子さんの看病のため、仕事を休むなどの経験があるかと思います。竹田市では、子育てと就労等の両立を支援し、より子育てしやすい環境を整えるため、病気の症状の急変が認められない場合や、回復期にある児童を一時的にお預かりする「病児・病後児保育室 すずめの子 たけた」を開設しています。

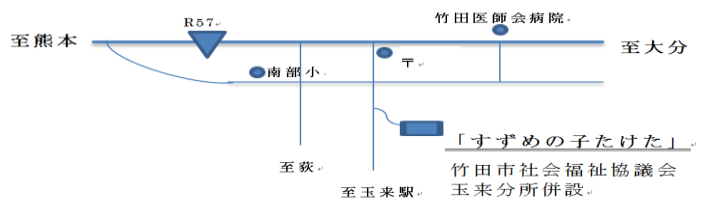
2. お預かりできるお子さん

次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ①竹田市に住所があり、原則保育園（所）・幼稚園・小学校に通っている、生後6ヶ月から小学校3年生までの児童であること
- ②当面病状の急変は認められないが病気の回復期に至っていない場合や病気の回復期にあり、集団保育が困難であること。
- ③保護者の勤務等の都合で、家庭での保育が困難であること

3. 実施施設・実施機関

施設名	住所	実施機関
病児・病後児保育室 「すずめの子 たけた」 TEL 63-1585	竹田市大字玉来1299番地2 (社会福祉協議会玉来分所併設)	竹田市社会福祉協議会



4. 開設日時

月曜日から土曜日（日曜・祝祭日・お盆・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時00分

* 隔離室もあり、症状の落ち着いた水痘・おたふくかぜ・インフルエンザ・嘔吐下痢などの病気に対応できますが、一度お問い合わせ下さい。

(個別対応可能な部屋が2部屋のため、お断りする場合があります。)

※1人の児童が連続して利用できる日数 5日（日曜・祝祭日含む）

5. 利用料

1日につき 1,000円（預かり時間を問わず）

※生活保護受給世帯、前年度市民税が非課税世帯は無料です。

ただし、毎年度免除申請が必要です。申請書は福祉事務所・各支所にあります。

6、利用方法

①利用前

事前登録をお願いします。「病児・病後児保育事業利用登録申請書」に加入保険証(対象児童分)を添付し必要事項を記入し、利用するまでに竹田市役所子育て支援係または各支所いきいき市民課に提出してください。(急な利用の場合は、直接、病児・病後児保育室「すすめの子たけた」に提出することも可能です。)



②病気発生・利用予約

前日の午後5時までに、「すすめの子たけた」に電話して予約をお願いします。※当日の急な申込みも、定員に余裕があれば対応します。

「病児保育事業連絡票」の記載が可能かを確認の上、かかりつけの医療機関に受診し、医師から「病児保育事業連絡票」を記入してもらってください。

(医療機関毎に文書料が別に発生します)

※様式については、登録申請後の決定通知と合わせて送付するほか、社会福祉課・各支所、竹田市公式ホームページに載せています。



③利用当日

利用申込書、病児保育事業連絡票および、保育に必要なものを持参し、「すすめの子たけた」へお越しください。(利用料については、当日朝精算)

お子さんの容態に急変があった場合は、保護者の方に連絡をし、早めのお迎えをお願いしますので、ご了承ください。

7、当日持参するもの

- 「病児保育事業利用申込書」「病児保育事業連絡票」○医師の診断で処方された薬
- 昼食(お弁当)○おやつ○健康保険証○子ども医療受給者証○母子健康手帳○飲み物(赤ちゃんは ミルク、哺乳瓶等)○着替え用下着○衣類(おむつ・おしりふき等)
- 寝具一組
- バスタオル○フェイスタオル○ハンドタオル○汚れ物入れ袋
- 児童お気に入りの物(あれば)

8、登録および申込にあたってのお願い

・病児保育は、当面の症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていない場合や病気の回復期のみ利用になります。利用の際は毎回スタッフによる聞き取りをさせていただきます、児童の症状によっては連絡票の内容に関わらず利用をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

・預かりの途中で容態が変わった場合等は、保護者の方にお迎えの連絡をします。また、急を要する場合はスタッフが児童を連れて医療機関を受診する場合等もあります。(利用料とは別に医療費がかかります)



【問い合わせ】

- 竹田市社会福祉課 子育て支援係
電話 63-4811
- 竹田市社会福祉協議会
電話 63-1544